

# 白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録制度実施要綱

平成27年3月31日

告示第161号

(趣旨)

第1条 この告示は、白岡市市民参画条例（平成26年白岡市条例第11号。以下「条例」という。）第8条第1項に規定する、参画と協働によるまちづくりを推進するための市民（以下「参画と協働のまちづくりサポーター」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(参画と協働のまちづくりサポーターの役割)

第2条 参画と協働のまちづくりサポーターは、市から送付される市民参画等に関する情報を基に、自ら積極的な市民参画に努めるとともに、市民に対して市政への参画を働きかけるものとする。

(公募)

第3条 参画と協働のまちづくりサポーターの公募は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 市ホームページ
- (2) 市広報紙
- (3) その他市長が必要と認める方法

(登録)

第4条 参画と協働のまちづくりサポーターとして登録（以下「登録」という。）することができる者は、市内に在住し、在勤し、在学し、又は活動する個人に限るものとする。

2 登録は、様式第1号の白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録申込書を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、登録を行ったときは、様式第2号の白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録確認書を登録した者（以下「登録者」という。）に送付するものとする。

4 登録期間は、登録の日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(登録の変更及び解除)

第5条 登録者は、その登録内容に変更があったときは、様式第3号の白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録内容変更届を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、その登録の解除を希望するときは、様式第4号の白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録解除届を市長に提出しなければならない。

(情報の提供)

第6条 条例第8条第2項の規定による登録者への情報提供等は、原則として電子メールにより行うものとする。

(台帳の整備)

第7条 市長は、登録者の状況を明確にするため、様式第5号の白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録台帳を整備するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

※登録番号

白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録申込書

年 月 日

（宛先）白岡市長

白岡市市民参画条例第 8 条第 1 項に規定する、白岡市参画と協働のまちづくりサポーターへの登録を申し込みます。

記

ふりがな 氏名	
住所	
電話番号	
白岡市との 関係	1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）
メールアドレス	@

- 1 「白岡市との関係」は、市外に住所を有する方のみ該当する番号を○で囲んでください。
- 2 「市内に通勤」する方は勤務先を、「市内に通学」する方は学校名を記載してください。
- 3 「市内で活動」する方は所属する団体名を記載し、活動内容が分かる書類を添付してください。
- 4 ※の欄は記入しないでください。

年 月 日

様

白岡市長



白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録確認書

白岡市参画と協働のまちづくりサポーターとして下記のとおり登録しましたので、白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録制度実施要綱第4条第3項の規定に基づき、通知します。

記

ふりがな 氏名		登録 番号	
住所			
電話番号			
白岡市との 関係	1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）		
メールアドレス	@		

※登録番号

白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録内容変更届

年 月 日

（宛先）白岡市長

白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり変更を届け出ます。

記

ふりがな 氏名	
住所	
電話番号	
白岡市との 関係	1 市内に通勤（ ） 2 市内に通学（ ） 3 市内で活動（ ）
メールアドレス	@

- 1 申込み箇所を変更した部分のみ御記入ください。
- 2 ※の欄は記入しないでください。

※登録番号

白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録解除届

年 月 日

（宛先）白岡市長

届 出 者 住 所  
氏 名  
電話番号

白岡市参画と協働のまちづくりサポーター登録制度実施要綱第5条第2項の規定に基づき、白岡市参画と協働のまちづくりサポーターの登録を解除したいので届け出ます。

